

5つの場面での感染予防

内閣官房HP
<https://corona.go.jp/proposal/>



感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう！

- ・ マスク着用、3密回避、室内換気を
- ・ 手洗い・アルコール消毒を
- ・ 会話は静かに
- ・ 体調不良時、発熱時は出かけない
- ・ 集まりは少人数・短時間で



感染症への備え

職場のルール作り

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」(企業の方向け)を参照してください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html



上記には従業員の感染が疑われる場合の休業等の対応や職場復帰のタイミング、家族が感染した時のルール、緊急時の連絡網の整備と報告体制の周知など、多岐にわたる解説が網羅されています。その中でも、予め社内規定を策定しておくことや、安全衛生教育を実施することは、企業の業態を問わず重要なポイントです。
 今後、随時更新されていくことが予想されますので、定期的にチェックされることをお勧めします。

トラック事業者における感染症対策【解説】

熱中症とマスク

★暑い季節は、ガイドラインに従い、熱中症対策を優先

ガイドライン第3版では、「気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合は、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する」としています。

* 厚生労働省『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettvuu.html



点呼とアルコールチェック ★正しい除菌と使用方法

手指や検知器をアルコール消毒した直後の測定で、誤検知が散見されています。そのため、アルコール検知器協議会では、『アルコール消毒⇒石鹸で手洗い⇒アルコール検知器の使用⇒再びアルコール消毒』という手順を薦めています。また、協議会ホームページにメーカー各社の検知器の正しい除菌方法についてのリンクがありますので、参考にしてください。



アルコール検知器協議会
<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>



トラック運送事業者のための 新型コロナウイルス感染予防 対策マニュアル【概要版】

●新型コロナウイルス感染症の主な症状

- 咳が出る
- 息苦しい(呼吸困難)
- においを感じにくい
- 味がしない
- 強いだるさ(倦怠感)
- 平熱より高い体温が数日続く
- インフルエンザのような症状

上記のいずれかの症状がある場合は主治医、保健所、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。また、会社にも連絡しましょう。

厚生労働省コールセンター
 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
 受付時間 9:00から21:00 (土日・祝日も実施)

各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センターのページのまとめ (厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



●新型コロナウイルス感染症の主な後遺症 (現時点で分かっている主な後遺症)

感染から回復した後も様々な症状が続く状態で、期間や頻度、重さにはばらつきがある

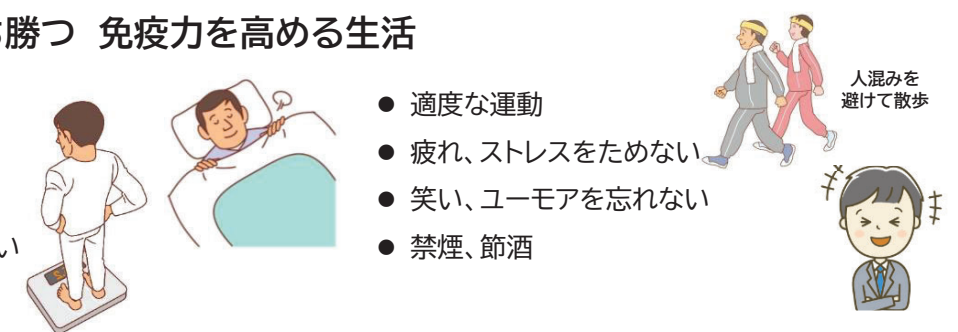
- 新型コロナウイルス症状の持続や残存
- 記憶障害、集中力の低下、不眠、頭痛、抑うつなどの精神神経症状
- 関節痛、筋肉痛、しびれなどの全身症状
- 下痢、腹痛などの消化器症状
- 脱毛

●日常での感染症予防



●新型コロナウイルスに打ち勝つ 免疫力を高める生活

- 十分な睡眠
- 栄養バランスの取れた食事
- 生活習慣病の予防に心がける
- 生活のリズムはなるべく崩さない
- 適度な運動
- 疲れ、ストレスをためない
- 笑い、ユーモアを忘れない
- 禁煙、節酒





職場で行う感染症対策

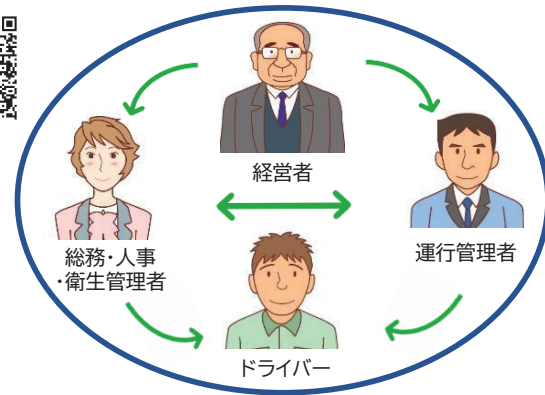
●それぞれの立場で行うべきこと

ここでは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(第3版)」

(https://ita.or.jp/member/anzen/coronavirus_top/coronavirus_guideline.html)

の主に【3.講じるべき具体的な対策】(4)~(14)を要約し、職場において求められているそれぞれの役割をページごとにまとめました。

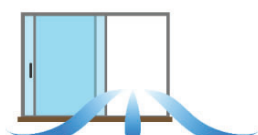
チェックリストになっていますので、十分に活用し、新型コロナウイルス感染予防対策を着実に実行してください。



事業所(事務所内外・会議室・食堂・休憩室・トイレ)

- 入退出前後の手洗い、手指消毒とマスク装着の徹底
(水道設備や石鹸、消毒液等設置)
- マスクはできるだけ不織布のものを使用し、隙間のないように着用するなど、正しい着用方法を周知する
- 一定数以上の入室を避け、座席は近距離や対面を避ける
- 1時間に2回以上、1回につき5分間程度換気する
(風の流れるよう、2方向の窓を開ける
窓のない場合は、対角線上にドアを開けて扇風機などを回す)
- 室内は適切な加湿(湿度40%以上)を行うとともに、空気清浄機等の活用やCO2測定装置の設置を検討する
- 喫煙室を含めた休憩室等は換気を徹底し密集・密閉・密接を避ける
- 共有物品(テーブル・椅子等)や、アクリル板、手が触れる箇所の定期的な消毒
- 通勤・外勤時はラッシュを避け、出張は不要不急の場合は見合わせる
- 会議やイベントは極力オンラインで行う
- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインを参照し、労働時間の適正な把握や作業環境の整備などに配慮する
- 便器は通常清掃でよいが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒する
- ペーパータオルの設置や個人用タオルの持参
- 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、感染予防対策を周知する

〈手洗い・手指消毒・マスク装着の徹底〉



〈1時間に2回以上の換気〉



〈3密禁止〉



〈CO2測定装置〉



〈定期的な消毒〉



〈最低1mあけ、対面は避ける〉



〈オンライン会議〉



〈トイレ内の清掃と消毒〉



〈ペーパータオルの設置〉

〈周知ポスターの掲示〉



職場で行う感染症対策



点呼・運行中・荷役作業中・車両・設備・器具

● 点呼

- 対面点呼では、適切な距離を確保
- アクリル板、透明ビニールカーテンの設置及び、換気の徹底
- 運行管理者は自身のマスク着用と点呼前後の手洗いを行うとともに、ドライバーへは、感染予防対策(マスク・手洗い等)ができているかどうかの確認を行う
- 可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調の確認
- 発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする
- アルコール検知器はできるだけ使い捨てマウスピースを使用し、こまめに除菌する
(検知器の使用に際して不明な点は、必ずメーカーに確認し、除菌を適切に行う)



〈アクリル板等を設置〉



〈体温測定〉



〈人の距離が十分ある時は、マスクをはずさず〉

● 運行中・荷役作業中

- 2名以上が同乗する場合は、マスク着用と換気を徹底する
- 書類・荷物の受け渡しには、マスクや手袋を着用し、相手先との直接接触を減らすように努める
- 高温・高湿度での荷役で、人と2m以上の距離を確保できる場合はマスクをはずす
- マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして休憩し、こまめに水分を補給
- 乗務中に発熱・体調不良を認めた時は、運行管理者に連絡を入れ、運行管理者は乗務を中止させる



〈体調に異変が生じたら無理せず連絡〉

● 車両・設備・器具

- ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブルやパソコン等の事務機器の消毒
- 荷役機器や車両点検用工具など共用器具を使用した時は、こまめな手洗い、手指の消毒
- ユニフォーム等のこまめな洗濯
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に密閉し、作業後は手洗いを徹底する



〈共有設備の消毒〉



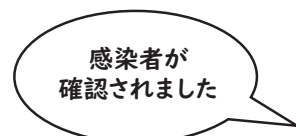
〈汚物に触れずビニール袋に密閉〉



〈ユニフォームはこまめに洗濯〉

感染者が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う
- 速やかに地方運輸局等に連絡する
- 行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する
- 人権を配慮し、個人名が特定されないように留意する
- 感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う



〈速やかに連絡〉